

協議第 4 号

地域審議会及び地域自治組織等の取扱について

合併協定項目 B - 1 地域審議会及び地域自治組織等の取扱について次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

合併特例法に定める協議項目	B - 1	地域審議会及び地域自治組織等の取扱について
<p>1 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会は設置しないものとする。</p> <p>2 地域自治組織の取扱については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、合併の日から 5 年間、合併前の風連町に合併特例区を設置し、同法第 5 条の 10 第 1 項の規定に基づき別紙のとおり規約を定める。・地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定により合併後、合併前の名寄市に地域自治区を設置する。・合併特例区設置期間終了後は、合併前の風連町に地域自治区を設置する。		

平成 年 月 日確認

風連町・名寄市合併協議会

（設置及び目的）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下法という。）第5条の8第1項の規定に基づき、合併前の風連町の区域に合併特例区を設置し、法第5条の10及び第5条の13に規定する事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

（名称）

第2条 合併特例区の名称は、「風連町」とする。

（区域）

第3条 合併特例区の区域は、「合併前の風連町の区域」とする。

（設置の期間）

第4条 合併特例区の設置期間は、「合併の日から5年間」とする。

（処理する事務）

第5条 合併特例区の処理する事務は、法第5条の12の規定に基づき、別表第1に掲げる事務及び別表第2に掲げる公の施設の設置及び管理とする。

（公の施設の名称及び所在地）

第6条 合併特例区が設置及び管理する施設は、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設とし、別表第2に掲げるものとする。

（事務所の位置）

第7条 合併特例区の事務所の位置は、風連町西町196番地1とする。

（特例区の長）

第8条 合併特例区の長は、法第5条の15の規定に基づき、市長が選任する。

2 合併特例区の長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

3 合併特例区の長は、市の助役と兼ねる。

（合併特例区協議会構成員の選任等）

第9条 法第5条の18の規定に基づき、合併特例区に協議会を置くこととし、合併特例区協議会（以下協議会という。）の構成員の選任及び解任の方法並びに任期は、次のとおりとする。

（1）市長は、協議会の構成員の選任にあたり、法第5条の18の規定に基づき、合併特例区の区域内住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮するものとし、地域住民組織を代表する者、公共的団体から推薦される者、識見を有する者の中から15名を選任する。

（2）協議会の構成員の任期は2年とする。

（3）協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、市議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は地方自治法第92条の2の規定に該当するときは、その職を失う。

（4）前号の規定により、構成員が失職したときは、新市の長は第1号の規定に基づき、欠員の補充をする。ただし、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第10条 法第5条の19の規定に基づき、協議会に会長及び副会長を置くこととし、選任及び解任の方法は、次のとおりとする。

- (1) 協議会に会長及び副会長を各 1 人置くこととする。
- (2) 協議会の会長及び副会長は構成員の互選によって決める。
- (3) 協議会の会長、副会長の任期は、協議会構成員の任期による。
- (4) 協議会の会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- (5) 協議会の副会長は、協議会の会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- (6) 会長、副会長が職務を行うことができないとき、又は職務上の義務違反のあったときは、協議会出席委員の過半数の議決をもって解任することができる。

第 1 1 条 合併特例区の協議会の組織及び運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、第 9 条第 1 号で選考された委員により組織する。
- (2) 協議会は、法第 5 条の 2 0 の規定に基づき法の権限に属させられた事項について処理する。
- (3) 協議会は、合併特例区の手務、市の手務の内区域に係るものに関し、市長若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要事項について審議し、市長その他の機関又は合併特例区の長に意見を具申する。
- (4) 前号のほか、新市建設計画及び総合計画に関する事項、過疎地域自立促進市町村計画に関する事項、地域振興のための基金活用に関する事項等、合併特例区の区域に係る市の施策の重要事項について意見を具申する。
- (5) 協議会は、合併特例区の予算、補正予算、暫定予算の同意、決算の認定に関する審議を行う。
- (6) 協議会の会議（以下会議という。）は、会長が招集する。ただし、協議会設置後最初の会議に限っては、市長が招集する。
- (7) 会長は、委員の 4 分の 1 以上から会議の請求があるときは会議を招集しなければならない。
- (8) 会議は、委員の過半数をもって成立する。
- (9) 会議の議長は、協議会の会長が務めるものとし、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (10) 前号の場合、会長は委員として議決に加わることができない。
- (11) 会長は、協議上必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。
- (12) 会議は、原則公開とする。

（庶務）

第 1 2 条 合併特例区及び協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

（委任）

第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営について必要な事項は、合併特例区の長が市長の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規約は合併の日から施行する。

別表第1 合併特例区が行う事務

区 分	事務事業の名称	備 考
自治組織 自治活動	自治組織推進事業 広報・ホームページ開設	
施設等管理	地域施設管理 天塩川パークゴルフ場の管理 町民農園管理	
地域生活	街路灯・防犯灯管理事業 河川・道路愛護事業 利雪克雪事業 定住対策事業 排雪受託事業	
地域振興	NPOまちづくり観光支援及びイベントなど活性化事業 都市交流事業 ふるさと会 町民広場手形作成事業	
地域福祉	敬老事業	
地域教育 子育て推進	特定車両運行（大型バス・通学車両） 区域高校振興対策事業 放課後対策事業 通学・通園支援事業 区域育英基金事業	

別表第2 合併特例区が管理する施設

施設の名称	施設の所在（合併前の位置）	備 考
西町コミュニティセンター	風連町西町76番地2	
母と子と老人の家	風連町大町85番地8	
仲町集会所	風連町仲町74番地1	
日進コミュニティセンター	風連町字日進3076番地	
日進レクリエーションセンター	風連町字日進2251番地	
東生福祉会館	風連町字東生289番地1	
旭コミュニティセンター	風連町字旭2216番地	
サンシャインホール	風連町字旭2216番地	
東風連子供と老人福祉館	風連町字東風連3395番地	
瑞生コミュニティセンター	風連町字瑞生4151番地2	
西風連コミュニティセンター	風連町字西風連2500番地	

地域自治組織設置の背景及び制度概要

地域自治組織設置の背景	地域自治組織の概要			備 考
<p>地域自治組織設置の背景</p> <p>2市町間における確認事項 「双方に地域自治組織を設け、その制度はそれぞれが選択するものとする」と確認し、合併協議に入ったこと。</p> <p>選択した地域自治組織 『風連町は合併特例法による合併特例区』 『名寄市は地方自治法による地域自治区』</p> <p>法制度改正の背景 改正合併特例法 「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第58号、平成16年5月28日公布）」により、『合併特例区に関する事項について定められたこと』</p> <p>改正地方自治法 「地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号、公布日は改正特例法と同日）」により、『地域自治区に関する事項について定められたこと』</p>		風連町が選択した制度概要	名寄市が選択した制度概要	<p>参考</p> <p>地域審議会（合併特例法第5条の4） 「合併協議により、期間を定め合併前の市町村区域ごとに、市が処理する区域内の事務について、市長の諮問に応じて審議し、また必要と認める事項を市長に意見を述べる審議会を置くことができる。」とする規定。 構成員の定数・任期・任免等についても、合併協議、関係市町村の協議、議会議決を要する。</p> <p>*法改正と地域審議会との経過 改正特例法による「合併特例区」改正自治法による「地域自治区」に関する事項が定められたことにより合併特例区協議会、地域協議会が、それぞれの権限によって地域審議会に代わる機能を担えることとなった。</p>
	設置組織・根拠	合併特例区（合併特例法第5条の8）	地域自治区（地方自治法第202条の4）	
	設置方法	<p>[合併関係市町の議決を経た協議に基づく規約]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称、区域、設置期間（5年以内）、処理する事務、官埋する施設 の名称及び所在地、事務所の位置、区の長及び協議会等を定める。 ・合併日に成立する。 	<p>[改正自治法で規定する条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の条例で、その区域を分けて定め区域毎に設置する。 ・設置期間の制限はない 	
	事務所	必置	・事務所を置く。位置、名称、所管区域は、条例で規定する。	
	長等	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の被選挙権を有する者の内から市長が選任する。（任期2年以内、助役と兼職可若しくは、市事務所長との兼職可） ・特別職として特例区を代表し、事務を総理する。 ・条例、規約に違反しない範囲で規則を制定することができる。 	市長が選任し、一般職員（事務吏員）を充てる。	
	協議会	合併特例区協議会	地域協議会	
	構成員	・区域内住所・市議会議員の被選挙権を有する者の内から市長が選任する。	区域内に住所を有する者の内から市長が選任する。	
	構成員の任期	規約で定める期間（2年以内）	条例の定める期間（4年以内）	
	役員	正副会長を置き、選任等の方法は規約で定める。	条例で定める。	
	協議会の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例区が処理する事務及び地域振興施策、区域に係る新市の事務について、市長その他の機関若しくは特例区の長からの諮問事項、必要事項について審議し意見を述べる。 ・市長は区域に係る重要事項の決定・変更の際は協議会意見を聴く。 ・協議会の意見に対し、市長は適切な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治区事務所が所掌する事務、自治区区域に係る事務、区域内住民との連携強化に関し、市長その他の機関からの諮問事項、必要事項について審議し意見を述べる。 ・区域に係る重要事項の決定・変更の際は協議会意見を聴く。 ・意見に対し、市長は適切な措置を講ずる。 	
区の権能	<ul style="list-style-type: none"> ・規約で定める事務を処理する。 ・法、政省令で定めるもの、市に義務付けられ処理権能の認められていないものは、処理不可。 ・議会、行政委員会は設置されない。 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特例区の職員は市職員の内から市長の同意を得て特例区の長が命じる。 ・規則で特例区の休日を定める。 ・区の長は特例区予算（補正、暫定含む）を作成する。 ・区の予算は特例区協議会の同意、市長の承認を要する。 ・長期借入金及び債権の発行はできない。 ・会計事務は特例区の長が行う。（指定金融機関の指定可） ・決算は市監査の審査、意見を受け協議会の認定を要する。 ・市の予算措置による運営。 ・規約で公の施設設置、規則で施設管理。 ・特例区の解散は、設置期間満了等による。 			
(住居表示)	特例区の名称を冠する。			